

# 帯広市ポロシリ自然公園キャンプ場 ネーミングライツパートナー募集要項

## 1 募集目的

帯広市ポロシリ自然公園キャンプ場がより多くの利用者に親しまれ、高品質なサービスを安定的に提供できるよう、施設・環境の充実強化を図るため、同キャンプ場にネーミングライツ（命名権）を導入し、そのスポンサー企業（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

## 2 募集主体

帯広市

## 3 募集する施設概要

- (1) 名称 帯広市ポロシリ自然公園キャンプ場
- (2) 所在地 帯広市拓成町
- (3) 施設概要 ・キャンプ場
  - 面積 : 3.8ha
  - サイト数 : オートサイト 46（電源有13、電源無33）  
フリーサイト 約20
  - 付属施設 : サニタリー棟、炊事場、芝生広場、園路、駐車場、  
循環式浄化槽  
自然観察体験施設（キャンプ場管理棟兼）

## 4 募集概要

- (1) ネーミングライツの内容
  - ア 正式名「帯広市ポロシリ自然公園キャンプ場」は変更しませんが、「施設の名称（愛称）」として、企業名または商品名（ブランド名）を付けることができます。
  - イ 名称は施設の設置目的にふさわしいものとし、「十勝」又は「帯広」（表記は平仮名、片仮名、漢字、ローマ字のいずれか）を加えることを条件とします。なお、契約期間中の名称（愛称）変更はできません。
- (2) 契約条件
  - ア 契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
  - イ 契約金額 金銭、物品又は役務の提供で契約期間中の合計が350万円相当以上  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) 名称使用開始日  
令和2年4月1日
- (4) その他の費用負担  
名称看板等の設置及び期間終了後の原状回復に要する費用負担はネーミングライツパートナーが負担するものとし、その他の定めのない事項については別途協議の上、決定します。

## 5 応募条件

ネーミングライツパートナーの対象となる企業は、市営の自然公園施設にふさわしい企業とし、以下に掲げる業種及び事業者に該当する企業を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種に係る事業者
- (2) 風俗営業類似の業種に係る事業者
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) たばこに係る事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者
- (7) 市の指名停止措置を受けている事業者
- (8) 市区町村税の滞納がある事業者
- (9) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者
- (10) その他当該施設のスポンサーとして適当でないと認められる事業者
- (11) 指定管理者（株式会社スノーピーク）の事業目的と競合する事業者（ただし、指定管理者の関連会社等を除く。）

## 6 申込及び問合せ方法

### (1) 申込方法

別紙1「申込書」に必要書類を添付し、申込期間内に郵送又は持参してください。

### (2) 提出書類

- ア 申込書（別紙1）
- イ 会社概要及び直近3ヵ年の決算報告書
- ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- エ 法人税、法人事業税、市区町村税（本社所在地）の完納証明書（直近1年間）

### (3) 申込期間

令和2年3月5日（木）から令和2年3月25日（水）

※受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時。郵送の場合は必着。

### (4) 申込及び問合せ先

〒080-8670

北海道帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市商工観光部観光課 担当 柴山

電話 : 0155-65-4169

ファックス : 0155-23-0172

電子メール : [tourism@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:tourism@city.obihiro.hokkaido.jp)

## 7 選定方法

市が別途設置する「選定委員会」において、選定基準を定め、応募企業の提案を選定基準に沿って評価し決定します。

なお、応募が1社だけの場合も、選定委員会において審査します。

<選定基準項目（案）>

- ・応募金額
- ・名称（案）とその波及効果
- ・企業の経済的安定性
- ・地域への貢献度等

## 8 選定結果の報告

選定後、すべての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツパートナーと名称については市のホームページで公表するほか報道発表も行います。

## 9 その他

- (1) 質問がある場合は、任意の様式で令和2年3月19日（木）までに、帯広市商工観光部観光課へ持参、郵送、ファクス又は電子メールで提出してください。
- (2) 決定したネーミングを用いてネーミングライツパートナーが商品開発、サービスの提供などを行う場合の一切の権利は、ネーミングライツパートナーに帰属するものとします。ただし、その期間については契約期間中に限るものとします。
- (3) 決定したネーミングを用いてネーミングライツパートナーが商品開発、サービスの提供などを行う場合の一切の責任は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。
- (4) 契約期間満了時には優先交渉権者として協議します。